滋賀県人権施策推進審議会第9期第4回会議 概要

1 出席委員(五十音順、敬称略)

大河原佳子、喜田定征、木村登代美、髙野京子、兒玉典子、末松史彦、樽井康彦、 西川真美子、日野貴博、薬師寺公夫、山下和子

2 議題

- 1. 人権施策基本方針等関連施策について
- (1) 平成30年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況について
- (2) 令和元年度人権施策基本方針等関連施策について
- 2. その他

3 議事

- ◎ 開会
- ◎ 滋賀県理事(人権・同和担当)あいさつ
- ◎ 委員紹介および事務局の紹介
- 議題1 (1) 平成30年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況等について
 - (2) 令和元年度人権施策基本方針等関連施策について ※資料1、2および3に基づき事務局から説明

会長

ただ今の事務局の説明中にあった各分野の今後の方向性等も踏まえて、御意見・御助言等を いただきたい。

委員

資料2の8ページ「子ども虐待ホットライン」の相談件数について、暫定版の資料では虐待通告件数が括弧書きで書かれていたが、本日の資料では削除されている。この削除の理由と、相談件数が減少している理由を説明してほしい。

子ども・青少年局

暫定版の資料に記載していた虐待通告件数は夜間の受付分であり、昼間に児童相談所が受けつけている分については別途計上している。

今回、この虐待相談件数が減ったのは、ダイヤル189 (いちはやく)等にかかってきた電話のうち、職員に対応を引き継いだものは計上せず、実数だけを計上することとしたためである。

また、平成29年度の相談件数が減少しているのは、それまでは関係機関からの形式的な取

次ぎも計上していたが、内容を精査し、実質の相談件数を計上したためである。

なお、平成30年度の相談件数が増加しているのは、無言電話の数が増えているという実態 もある。

委員

「職員に対応を引き継いだ」との説明があったが、草津市にある施設の職員のことか。

子ども・青少年局

滋賀県には草津にある中央のほか、彦根、大津・高島の3か所の子ども・家庭相談センターがあり、夜間の相談は中央の職員が受けている。

委員

資料2の全体的な記載方法について、過去の実績数値が記載されているものとされていない ものがあるが、数値を挙げられるものは全て挙げてもらった方が分析しやすいと思うので、可 能な限り記載するようお願いしたい。

もう1点、資料1の12ページ「『滋賀県子ども・若者相談窓口設置』事業」で「思春期相談、 ひきこもり相談を除く」とされているのは、資料2に記載の「思春期相談」事業で対応してい るため、子ども・若者相談窓口の件数からは除いているという理解でよいか。

事務局

1点目の御意見については、次年度以降の資料作成では留意したい。

子ども・青少年局

2点目の御質問については、ひきこもりの相談は障害福祉課が所管しているため、資料1には子ども・青少年局が把握している件数を記載している。

委員

資料1に記載されている「思春期相談、ひきこもり相談を除く」は、精神保健福祉センター が受けている相談を除くという意味で了解した。

委員

昨年度と違い、資料1に「現状と課題」と「今後の方向性」を記載されたことについては、 非常に分かりやすく、県の姿勢も理解しやすくなったと思うので、これはぜひ続けてほしい。

もう1点、今後は様々な時代の要請によって、高齢者や増加する外国人の教育などの人権問題に焦点が移ってくると思われる。今ある非常に多くの事業を統合・整理しないと効果的な施策が打てないのではという危惧を持っている。その点を考えていただきたいと思う。

事務局

資料1の構成については、試行的に行ったものであるが、県民の方にとってより分かりやすい資料を作成してまいりたい。

2点目の御意見については、きちんとスクラップ・アンド・ビルドをしていかなければ限られた予算の中でやっていくことは難しいと考える。人権分野だけでなく、県行政全てにおいて そのような視点で見直しを行うことが重要であると認識している。

委員

資料2の69ページの「公立小中学校外国人児童生徒在籍校に係る非常勤職員配置」についてであるが、非常勤講師だけではなく、多くのボランティアが支援に関わっていることも把握されているか。非常勤の加配講師だけではできないこともたくさんあり、また、子どもにとっては日本語を学ぶことで地域の方とふれあえるという意味もある。

また、外国から来た子どもが、日本語が分からないためにいじめられた場合に相談できるホットラインのようなものは考えているのか。外国から来た子どもは外国と日本の架け橋になってくれる存在である。そのような子どもがひきこもりになって学校に行けなかったり、母語も日本語もわからない、勉強もできないということではもったいないので、対応を考えてもらいたいと思う。

人権教育課

外国人の児童生徒への具体的な支援策は幼小中教育課が所管している。県教育委員会としては、これまでも日本語指導を担当する加配教員の配置や非常勤講師の派遣、母語支援員の派遣、日本語初期指導教室の充実のための支援、担当教員を対象とした研修会など、できる限りの取組を進めている。

今後さらに外国人の子どもが増加する傾向にあるということで、今年度から外国人受入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業として、母語支援員の増員や自動翻訳機を活用した支援を各市町の学校の状況に応じて実施している。外国人支援は重要な課題と捉えているので、取組を進めてまいりたい。

事務局

ホットラインの件については、学校での対応は幼小中教育課が所管しているが、地域の状況 も含めて関係課に確認し、回答させていただきたい。

委員

性暴力被害者のホットラインとして「SATOCO」の報告があったが、その中で外国人からの相談はあるのか。

また、「コミュニティFMを活用した外国人向けの生活安全広報の実施事業」では、県内2局の地域FMのみでの情報発信ということであるが、FM滋賀のような大きな局での放送は考えられていないのか。

あと、先ほど外国人の子どもへの支援についての質問があったが、県内でも地域によっては 学校の支援だけでは追いつかず、目の前で困っている子どもを放っておけないということで、 ボランティアが活動されているところがある。甲賀市でも月に1回とか、夏休みの期間にボラ ンティアが支援をしているのが現状である。

事務局

1点目の「SATOCO」に関しては、関係課に確認して後日、回答させていただきたい。 2点目のコミュニティFMでの情報発信に関しては、FM滋賀を活用して滋賀県全域での情報発信ができないかという御提言であると思うが、事務局から関係課へ伝達して、一緒に対応を考えてまいりたい。

子ども・青少年局

外国人の子どもの支援については、市町の方でも行っていただいているところであり、県でも市町の支援強化事業として、外国人家庭への通訳者やアドバイザーを派遣しているところである。

委員

それは、学校へ行っている子どもへの通訳者の派遣ということか。昨年、子どもの療育手帳の更新のために県の施設に行かれた親御さんから「日本語が話せないなら通訳を連れてきてください」と言われたとの相談があった。我々も当日に派遣できる通訳者を紹介できなかったのだが、通訳者派遣の仕組みがあるのであれば、全県的に県の出先機関に通訳者が派遣されるシステムがあればよいと思った。

子ども・青少年局

その日に言われてすぐに通訳者を派遣するということは難しいが、事前に来られることが分かっている場合は、対応可能な範囲で支援をさせていただいている状況である。

委員

今、新聞等で、50代のひきこもりの子どもが80代の親の世話になる「8050問題」が 取り上げられているが、このような問題への対策はあるのか。

子どもであれば学校が把握している場合があるが、大人になると全然見えてこなかったり、 隠れてしまっていることもあるので、今後は対応窓口のようなものが必要になってくるのでは ないかと思う。

障害福祉課

ひきこもりは家族が抱え込んでおられるケースが非常に多く、その実数を把握するのは困難 であるが、内閣府の調査結果から、県内には1万3千人ほどの方がおられると推計している。 県の取組としては、精神保健福祉センターの中にひきこもり支援センターを設けており、保 健所と連携して、本人・家族から相談を受けている。平成30年度の相談件数は6,635件であり、年々増加している。

ひきこもりには精神的な障害に起因するもの以外にも、様々な要因がある。相談を受けた場合はアセスメントを行い、必要な医療機関につなげたり、信頼関係を築いて居場所に出てきてもらうことも支援の一つである。甲賀圏域には訪問型支援の非常に進んだ取組があり、これを県内全域に広げられるよう支援している状況である。

会長

8050問題は京都市でも問題として捉えられており、実態の把握も大きな課題である。今後、世代の大きな変化が起こった際にどのようになっていくのかという、人権問題の構造的課題として捉えなければならないのではないかとの指摘もある。

委員

先程の事務局の説明では新規事業や拡充事業の話はあったが、廃止事業の説明は全くなかった。各事業を廃止した理由と、人権関連施策全体の予算が平成30年度よりどのように変化したのかということは、どこかに書かれているのか。予算がないから事業を廃止したのか、それとも何か理由があって廃止したのか。また、令和元年度に全体的に予算が増減しているのか。分かる範囲でよいので、方向性が見えればありがたい。

事務局

事業廃止の理由については、資料には具体的な理由までは書かれていないものもある。新規 事業はよいとしても、廃止事業や拡充事業については、廃止の理由や拡充の内容など、資料の 書き方を検討させていただきたい。

人権関連施策全体予算の合計額については、集計できていない。人権施策推進課の啓発事業の予算であれば集計しているが、県庁全体では様々な関連施策があり、間接的にかかわる事業もあるので、集計は困難である。

委員

質問をさせてもらったのは、廃止の理由を知りたかったからである。県としては、人権関連施策について「予算がないから廃止する」ということは基本的には考えにくいと思ったので、全体的な話を聞かせてもらった。

事務局

単純に「予算がないから」という理由で、必要な事業を廃止するということはないと考えている。あくまでも、スクラップ・アンド・ビルドや様々な事業の見直しの中で、複数の事業を統合することによって一つの事業を廃止としたもの、あるいは一定の効果があったり、役割を果たしたりしたので継続の必要があるかを検討する中で廃止としたものであると考えている。

委員

例えば、資料3の34ページの「県ホームページのバリアフリー化」では、障害者差別解消 法に伴う対応ということで、広報課が平成30年度に予算を1,000万円計上しているが、令和 元年度ではゼロとなっている。この事業はどのようなことを行っていて、なぜ廃止になったの か。

事務局

昨年度に県ホームページのバリアフリー化ということで、ホームページの完全リニューアル を実施した。今年度は新しいホームページが完成したので、廃止になっている。

委員

資料3の27ページの「高齢者を振り込め詐欺から守るシルバーガード推進事業等」について、この事業は事前の質問に対して一定の効果があったということ、また受皿として28ページの「県民を特殊詐欺から守る安全安心コール事業」があると説明されているが、前者は廃止で予算がゼロになり、後者も平成30年度と比べると約4分の1に減額されている。また「消費者教育啓発」についても、30万円ほど予算が減っており、高齢者に関わる消費者被害や詐欺被害に関する予算が全体的に縮小傾向にあることが見て取れる。

典型的な振り込め詐欺は啓発により減少しているかもしれないが、「ビットコインで儲けられる情報を売るので教材を買ってください」などという新しい詐欺がどんどん生まれており、その被害に遭うのは高齢者が多いということが実感としてある。新しい詐欺被害は増えている印象があり、予算が減らされているのは現場の感覚とは少し逆行しているように思える。こういった詐欺被害はお金が流れた先を追跡するのが難しく、いったん被害に遭うと回復は大変困難であり、泣き寝入りをしている方も非常に多いと思う。詐欺被害の対策は啓発を行い、だまされないようにするというところに尽きると思うので、今後の施策の基本的な方針としては、予算を増やしていく方がよいのではないかということで、意見を申し上げたい。

事務局

振り込め詐欺の問題は重要な課題である。その防止のための予算が減っていることについて は、関係課に確認してお答えしたい。

委員

高齢者の施策について、資料1の13ページに「認知症介護対策推進事業」が書かれているが、認知症でなくとも、夫婦のみで暮らしている高齢者は結構多いと思う。人生100年時代と言われているので、このような問題への対応は必要不可欠であると思う。このような場合に相談する行政の窓口、虐待ではなく、介護をする人が相談できる窓口はあるのか。

事務局

高齢者の介護の相談については、各市町に地域包括支援センターが設置されている。そこに

専門職が配置されていて、相談できる体制がとられている。県内も高齢者がますます増加していることから、各市町ともセンターの設置数を増やして、なるべく狭い地域でも対応できるようにされている。住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けることができる、いわゆる「地域包括ケアシステム」を構築することを目指して取り組まれているところである。

ただし、高齢者の増加に行政の体制が追いついているのかという視点もある。その点についても、例えば行政だけではなく、医療機関や介護施設などの医療・介護の連携も進められている。県としても、そのような取組を支援している状況である。

委員

私はボランティアで介護施設に行って高齢者の方とお話ししており、地域包括支援センターの方とも話をさせてもらっているが、自分自身に置き換えて相談をしたとしても、地域包括支援センターでは対応は無理だろうという感じを受けている。支援をしてもらえる施設があるかというと、地元には今のところない。私の感覚としては、相談窓口があったとしても、切羽詰まった人が相談にいけるようなシステムにはなっていない。80代、90代の高齢者の生の声を聴いて、地域包括支援センターに何回も足を運んだが、実際のところ、よい回答はもらえていない。

事務局

高齢の方が入院されている中で認知症の疑いがあるという話になり、病院の中の地域連携の担当部署が窓口となって介護保険の申請につながったという事例も聞いているので、つなぐ仕組みは一定あると思う。

ただし、おっしゃるように社会となかなかつながりがない方のケースでは、問題が表に出てこないということもある。高齢者だけの家庭であっても、周囲から見えるような形で地域とつながり、どこかで誰かが気づくことができる社会をつくるため、何ができるのか、我々も考えていかなければならないと思う。

会長

本日は、課題がある中で今後どのように動いていくかということで御意見をいただいたと思う。今すぐ対応できなくとも、これからどのように考えていくかが非常に重要になるだろうという形で受け止めたいと思う。

では、先にお聞きしていた外国人分野に関する御意見について、担当課より説明をしていただきたい。

国際課

まず、「必要なときに必要なところに派遣できる通訳者を確保しておくことも必要ではないか」という御意見については、現場のニーズや課題を整理した上で、相談者の立場に立った対応が求められていると考えている。県国際協会の相談業務では、通訳の出張はこれまで実施していなかったが、今年度から協会内に「しが外国人相談センター」を設置し、出張相談会を企画し

ている。今回の御質問を問題提起として深く受け止めているので、きちんと対応していきたい。

「災害に強い県」をつくるための対応に関する御意見については、外国人住民の増加や訪日外国人の増加等を踏まえると、災害時における外国人支援は喫緊の課題であると受け止めている。災害時の支援については、県国際協会と連携して災害時のサポーター養成を行っており、県の総合防災訓練におけるブース出展、あるいは「テレビ滋賀プラスワン」の特集によって、災害時の外国人支援の輪が広がるよう、PR に努めているところである。今後も地域に届く効果的な啓発につながるよう、アイディアをいろいろとお聞きして、関係者と連携して取り組んでまいりたい。

女性活躍推進課

ただ今の通訳者の派遣についてであるが、男女共同参画センターの相談室では、外国人の方が相談に来られた時のために、子ども・青少年局と連携して外国人相談へのアドバイザー派遣制度を構築している。特に相談者が多い言語については、県内在住の通訳者をアドバイザーとしてリスト化しており、子ども・青少年局が窓口となり、相談があった時点で派遣する形である。

男女共同参画センターの相談室では、DV 等の相談も多くなっている。現場の窓口にはいつ 外国人の方が来られるか分からないので、体制を整えているところである。予算についても、 必要な額は確保しているが、国際課とも連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

会長

予定の時刻となったので、何か気付かれた点は遠慮なく、メール等で事務局に伝えていただ きたい。

事務局には各委員が述べられた意見や提案を参考にして、今後の取組に活かしてもらえるようお願いする。